

子どもの権利理解促進事業（県民向けシンポジウム開催、動画作成・配信） 仕様書

1 委託業務名

子どもの権利理解促進事業（県民向けシンポジウム開催、動画作成・配信）

2 業務の目的

いしかわ子どもの権利基本条例制定（令和7年12月）を契機に、子どもの権利に対する県民の理解促進と社会全体での子どもの権利保障に取り組む気運の醸成を図るため、県民向けシンポジウムの開催及び動画を活用した子どもの権利の普及啓発を行う。

3 委託完了期限

契約の日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

（1）県民向けシンポジウムの開催

シンポジウムの開催に係る下記の各種事務等

<開催概要（予定）>

日 時：令和8年7月20日（月・祝）14時～16時

会 場：県立図書館 だんだん広場（発注者で予約済）

内 容：基調講演、パネルディスカッション、子ども（親子含む）向け企画

- ① シンポジウム開催にあたる会場の設営・撤去、必要物品の運搬及び搬入・搬出に関わる業務
 - ・シンポジウム全体のレイアウト、実施内容の考案
 - ・シンポジウム当日の設営・撤去スタッフの手配
- ② シンポジウムの装飾に関わる業務
 - ・看板等のデザイン・印刷
- ③ ステージ関係の調整
 - ・司会、基調講演講師、パネラー、運営スタッフの手配、台本作成、音響備品の操作等
 - ※シンポジウム参加者は県と調整して決定
- ④ 子ども向け企画に係る業務
 - ・シンポジウム当日に会場内で実施する子ども（親子含む）向け企画の企画・運営
- ⑤ シンポジウム開催周知に関わる業務
 - ・チラシデザイン及び印刷及び関係者への配布
 - ・その他、シンポジウム開催に関する効果的な周知活動
- ⑥ 上記①～⑤に関わる支払業務

⑦ シンポジウム全体の運営、進行管理業務

(2) 子どもの権利普及啓発動画の作成・配信

① 子どもの権利についての普及啓発動画の作成

- ・子どもの権利の正しい理解と認知度向上のために、ショート動画（概ね1分以内）を作成すること
- ・作成する動画の数は、子どもの権利全般に関する動画を1本、具体的な権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）に関する動画を4本とする
- ・ストーリー仕立てで理解できる構成とし、どの年代（小学生、中学生、高校生、保護者など）にもわかりやすく、魅力を感じる広報媒体の作成に努めること。特に子どもに対しては、アニメーションやマンガなど、子どもの関心を引き、分かりやすいものとするよう工夫を凝らすこと
- ・SNS等での無音再生時でも内容が理解できるよう、テロップ（字幕）を効果的に配置すること。小学生もターゲットとするため、テロップの漢字には原則としてルビを振るなど、分かりやすい表現に努めること
- ・動画の作成にあたっては、当事者である子どもたちの視点を取り入れるため、作成過程において子どもたちからの意見聴取を行うこと。なお、意見聴取の具体的な実施方法（対象者の選定、実施時期、手法等）については、受託者からの提案をもとに、県と協議・調整の上で決定するものとする
- ・納品された動画は、県が公式SNS、ホームページ、イベントでの上映、学校現場での啓発など、多目的に二次利用・改変（カット編集等）できるものとする

② 作成した動画の配信

- ・以下の点に留意した効果的な配信・展開計画を提案し、実施すること
 - ターゲット層の日常的な情報収集手段（SNS等）に合わせた最適な媒体の選定
 - 学校現場や県内施設等、オフラインも絡めた視聴機会の創出
 - 石川県内のユーザーに効果的にリーチするための工夫

5 実績報告

事業終了後、実績報告書を県に速やかに提出する。

6 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権等の一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属するものとする。但し、成果物の作成時において受託者又は第三者が著作権等を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、当該既存著作物の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の取扱いに係る特記事項」の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏洩防止に関しては周知徹底すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを委託業務以外に使用してはならない。また、個人情報等のデータの紛失等が、決してないように厳重に鍵付きの書庫等にて保管することとし、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応すること。なお、受託者の責めに帰する事由による漏洩に関しては、契約期間外であっても受託者が責任を負うこととする。
- (3) 石川県は、受託者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) インターネット上のクラウドサービスを利用する場合は、VPN 接続等による通信経路の暗号化や本人認証等のセキュリティ対策を施すこと。

8 委託費用の支払い

本事業完了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、県との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

9 その他

- (1) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告・協議を行うこと。
- (3) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、県と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、県と協議の上、業務の一部を再委託することができる。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営業所がある者とするに努めること。
- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (6) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、県と協議により業務を進めること。